

| | |
|-------------|----------------------|
| 令和03年06月25日 | |
| 連絡先 | |
| 環境生活部 | |
| 地球温暖化対策課 | |
| 担当者 | 喜多、窪田 |
| 電話 | 059-224-2368 |
| ファクス | 059-229-1016 |
| e-mail | earth@pref.mie.lg.jp |

三重県産再エネ電力利用促進事業（事業者向け）に参加する小売電気事業者を募集します

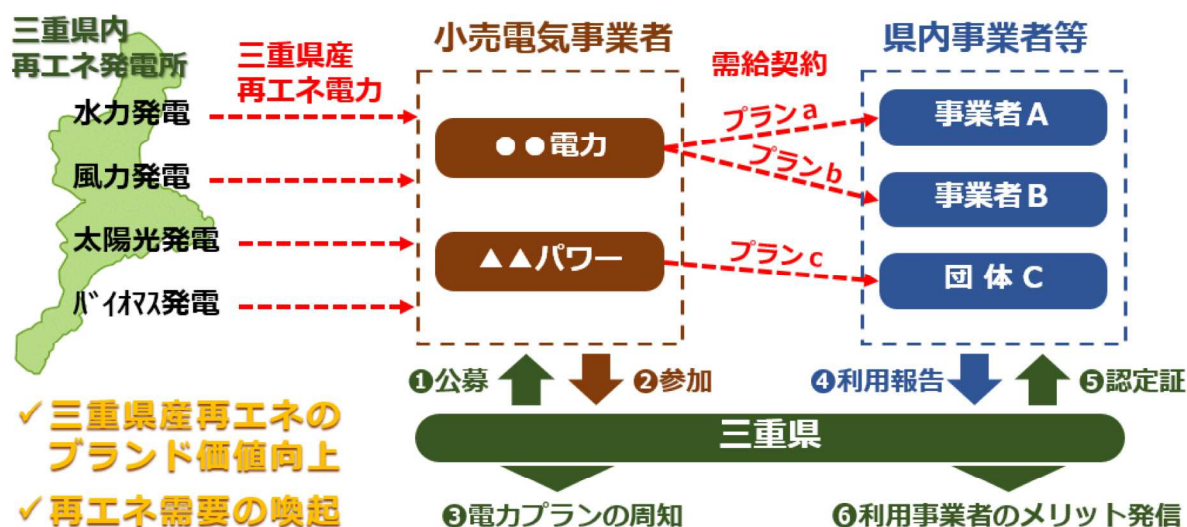
三重県では、県内の太陽光、風力等の再生可能エネルギーによって発電された電力（三重県産再エネ電力）の県内における利用拡大を図るため、小売電気事業者が提供する三重県産再エネ電力プランを周知するとともに、県内事業者等による三重県産再エネ電力の利用を促進する「三重県産再エネ電力利用促進事業（事業者向け）」を実施します。

この事業を実施するにあたり、県と連携して県内事業者等に三重県産再エネ電力の販売を促進する小売電気事業者を募集します。

なお、この事業は、小売電気事業者を公募し、三重県産に特化した再エネ電力の利用を促進する点において、全国初の取組となります。

1 事業スキーム

- ① 県内再エネ発電所に由来する環境価値を活用した電力プランを提供できる小売電気事業者の参加を募ります。
- ②③ 県と参加した小売電気事業者（参加事業者）が連携して、県内の事業者、団体に利用を促します。
- ④⑤ 参加事業者と三重県産再エネ電力の需給契約を締結し、県に利用報告を行った県内事業者等に、県から認定証を贈呈します。
- ⑥ 利用する県内事業者等の取組への思いとともに、利用した感想や顧客、取引先の反応などをホームページ、セミナー等で公表、周知します。



2 募集概要

(1) 募集期間

令和3年6月25日（金）から随時募集

(2) 応募方法

三重県産再エネ電力利用促進事業（事業者向け）実施要綱に基づく参加申請書（第1号様式）を電子メールにより提出してください。（送信後、必ず電話による受信確認をお願いします。）

(3) 参加する小売電気事業者の要件等

ア 次に掲げる要件をすべて満たすこと。

① 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されていないこと。

② 「三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領」又は「三重県物件関係落札資格停止要綱」により、競争入札の参加に関して指名停止を受けていないこと。

③ その他重大な法令違反がないこと。

イ 関係法令の遵守や適切な保守管理等が図られた三重県産再エネ電力を供給できること。

（４）参加の決定

提出された参加申請書の内容を審査し、参加の可否について通知します。

（５）提出先・問い合わせ先

三重県環境生活部地球温暖化対策課 担当：窪田、喜多

電 話：０５９－２２４－２３６８

メール：earth@pref.mie.lg.jp

3 今後のスケジュール（予定）

7月下旬 参加小売電気事業者の決定（第1回）

9月1日 三重県産再エネ電力プランの販売開始

10月上旬 三重県産再エネ電力利用事業者への認定証贈呈

4 備考

県では、令和元（2019）年12月に、2050年までに県域からの温室効果ガスの排出実質ゼロをめざす「ミッションゼロ2050みえ ～脱炭素社会の実現を目指して～」を宣言し、県が率先して取り組む決意を示しました。

将来にわたって温室効果ガス排出の大幅削減を実現するためには、総排出量の約8割を占めるエネルギー起源CO₂の削減が不可欠であるため、令和3（2021）年3月に策定した「三重県地球温暖化対策総合計画」をオール三重で推進するとともに、「ミッションゼロ2050みえ推進チーム」の枠組みによる検討テーマの一つとして、エネルギーの地産地消をめざす取組について検討を進め、このたび本事業を実施することとなりました。
